2　競争参加資格

⑴　審査基準日（下記４⑶に示す競争参加資格確認申請書等の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、東日本高速道路株式会社の契約規程実施細則第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　下記４⑷に示す技術提案書の提出の時までに、工事種別「土木工事」に係る東日本高速道路株式会社の「平成27・28年度工事競争参加資格」を有する者で、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数（以下「経営事項評価点数」という。）が1500点以上の者であること、又は経営事項評価点数が1400点以上である者による２者若しくは３者で構成された特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であること。

なお、特定ＪＶの場合は、すべての構成員が「２　競争参加資格」を満たすこと。

⑶　審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記２⑵に示す条件を満たす場合を除く。）

⑷　審査基準日から設計業務に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、東日本高速道路株式会社から「地域３（関東支社が所掌する区域）」において、競争参加資格停止を受けていないこと。また、建設工事に係る契約の相手方決定の日において、競争参加資格停止期間中ではないこと。（東日本高速道路株式会社が「地域３（関東支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと。）ただし、技術提案書提出期限翌日から、建設工事の契約相手方決定の日までの期間については、東日本高速道路株式会社が本工事に関し、特に競争参加を認める場合を除く。なお、特定ＪＶの場合は、すべての構成員が本項の条件を満たすこと。

⑸　審査基準日において、平成13年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の工事実績を有すること。

なお、単体及び特定ＪＶの代表者にあっては「同種工事」を、特定ＪＶの代表者以外の者にあっては「同種工事」又は「同種工事（緩和）」の工事実績を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20％以上である場合に限り工事実績として認める。

①　同種工事

次の(a)及び(b)の実績を有すること。

ただし、(a)及び(b)の実績は、同一の工事において満たす必要はない。

(a)　外径９m以上の密閉型シールドトンネル工事

(b)　ＮＡＴＭにより施工した内空面積（代表値）60㎡以上のトンネル工事

※なお、「東京外環トンネル地中拡幅部における技術開発業務（その４・その５・その６）」のいずれかの受注者は、当該同種工事の確認を要しない。

②　同種工事（緩和）

次の(a)及び(b)の実績を有すること。

ただし、(a)及び(b)の実績は、同一の工事において満たす必要はない。

(a)　外径４m以上の密閉型シールドトンネル工事

(b)　ＮＡＴＭにより施工した内空面積（代表値）40㎡以上のトンネル工事

※なお、「東京外環トンネル地中拡幅部における技術開発業務（その４・その５・その６）」のいずれかの受注者は、当該同種工事（緩和）の確認を要しない。

また、上記「①同種工事」又は「②同種工事（緩和）」とも、次のイ）又はロ）に該当する工事は工事実績として認めない。

イ）東日本高速道路株式会社又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が65点未満の工事

ロ）国、地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であり、当該発注機関の競争入札において工事実績として認めていない工事

⑹　審査基準日において、下記に示す基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を設計業務履行期間中に配置できること。なお、設計管理技術者と照査技術者は競争参加希望者に所属する者とし、設計管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。

①　資格要件

設計管理技術者及び照査技術者は、以下に示す(a)から(e)のいずれかの資格を有すること。

なお、外国資格を有する技術者（日本国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当、ＲＣＣＭ相当又は土木学会認定土木技術者相当との国土交通大臣（旧建設大臣を含む。以下同じ。）認定（総合政策局（旧建設経済局も含む。以下同じ。）建設振興課）を受けている必要がある。

(a)　技術士（総合技術監理部門（建設―トンネル）又は総合技術監理部門（建設―施工計画、施工設備及び積算））の資格を有し技術士法による登録を行っている者

(b)　平成12年度以前の技術士試験合格者で、建設部門（トンネル）又は建設部門（施工計画、施工設備及び積算）の資格を有し技術士法による登録を行っている者

(c)　平成13年度以降の技術士試験合格者で、建設部門（トンネル）又は建設部門（施工計画、施工設備及び積算）の資格を有し技術士法による登録を行っている者。ただし、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者

(d)　ＲＣＣＭ（（トンネル）又は（施工計画、施工設備及び積算））の資格を有し、ＲＣＣＭ資格制度規程による登録を行っている者。

なお、ＲＣＣＭに合格している者が、ＲＣＣＭ資格制度規程による登録ができない立場にいる者についてもＲＣＣＭと同等の能力を有している者として認めるものとする。

(e)　土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者（トンネル・地下分野）又は１級土木技術者（トンネル・地下分野））のいずれかの資格を有している者。

②　設計管理技術者が、平成13年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種業務の経験を有すること。

なお、工事経験に係る当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資率）が20％以上である場合に限り工事経験として認める。

また、業務実績における従事役職・期間は問わない。

同種業務　密閉型シールドトンネルの工事経験又は設計経験

⑺　審査基準日において、下記に示す基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を建設工事に専任で配置できること。

①　主任技術者又は監理技術者が、本工事に対応する建設業法の許可業種（土木工事業）に係る資格を有する者であること。

なお、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

また、特定ＪＶの場合は構成員毎に資格を有すること。

②　現場代理人、主任技術者又は監理技術者のうち、いずれかの者が、平成13年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の工事経験を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20％以上である場合に限り工事経験として認める。

なお、工事経験における従事役職・期間は問わない。

また、工事経験を有する者が配置予定の現場代理人のみである場合、その者は①に示す資格のいずれかを有している者でなければならない。

さらに、特定ＪＶの場合は構成員のうち１者の技術者が工事経験を有していれば良い。

同種工事　外径４m以上の密閉型シールドトンネル工事

また、上記２⑸のイ）又はロ）に該当する工事は工事経験として認めない。

③　専任の主任技術者又は監理技術者は、競争参加希望者と直接的雇用関係にある者であり、かつ３か月以上の恒常的雇用関係にある者であること。